

横須賀市報

第1901号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

目次

告示

- ◇横須賀港における港湾管理者が指定する区域及び物件について..... 15433
- ◇指定納付受託者の指定について..... //
- ◇公金の収納に関する事務の委託について..... //
- ◇健康増進センターの利用料金の額の変更の承認について..... //
- ◇特定生産緑地の指定について..... //
- ◇特定生産緑地の指定の解除について..... 15434
- ◇建築基準法に基づく中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程の指定について中一部改正..... //
- ◇道路区域変更及び供用開始について..... //
- 公告
- ◇債権差押調書の公示送達..... //
- ◇配当計算書の公示送達..... //
- ◇固定資産税・都市計画税ほか3件の督促状の公示送達..... //
- ◇債権差押調書の公示送達..... 15435
- ◇不動産参加差押通知書の公示送達..... //
- ◇配当計算書の公示送達..... //
- ◇市民税・県民税・森林環境税の納税通知書の公示送達..... //
- ◇建築基準法に基づく指定道路の一部の廃止について..... //
- 上下水道局告示
- ◇指定給水装置工事事業者の指定について..... //
- ◇指定給水装置工事事業者の指定の更新について..... //
- ◇指定下水道工事店の指定について..... 15436
- 選挙管理委員会告示
- ◇選挙人名簿への登録を行う日について..... //
- 農業委員会告示
- ◇農業委員会総会の招集について..... //

告示

横須賀市告示第234号 (令和6年11月26日
掲示済)

港湾法(昭和25年法律第218号)第37条の11第1項の規定に基づき、横須賀港の開発、利用又は保全上の支障のある放置等の行為を禁止する区域及び当該区域内において放置等の行為を禁止する物件を次のとおり指定し、令和6年12月9日から施行します。

その関係図書は、横須賀市港湾部港湾管理課において告示の日から一般の縦覧に供します。

令和6年11月26日

横須賀市長 上地 克明

- 港湾名
横須賀港
- 放置等を禁止する区域
港湾隣接地域のうち、別図に示す区域
- 放置等を禁止する物件
船舶、土石、いかだ、竹木、車両、貨物及び貨物の運搬又は保管のために使用する物、工作物、資材並びにコンクリート塊
(別図略)

横須賀市告示第236号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定しました。
令和6年12月10日

横須賀市長 上地 克明

- 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
アマゾンジャパン合同会社
東京都目黒区下目黒一丁目8番1号
- 指定納付受託者の指定をした日
令和6年12月9日
- 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等
横須賀応援ふるさと納税(インターネットによる公金支払の方法により納付されるものに限る。)
- 指定納付受託者に歳入等を納付させる期間
令和6年12月9日から令和7年3月31日まで

横須賀市告示第237号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に公金の収納に関する事務を委託しました。
令和6年12月10日

横須賀市長 上地 克明

- 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地
アマゾンジャパン合同会社
東京都目黒区下目黒一丁目8番1号
- 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和6年12月9日
- 指定公金事務取扱者に公金の収納に関する事務の委託をした日
令和6年12月9日
- 指定公金事務取扱者に委託した公金の収納に関する事務に係る歳入等
地方税法(昭和25年法律第226号)第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に定める寄附金(横須賀応援ふるさと納税に限る。)
- 委託の期間
令和6年12月9日から令和7年3月31日まで

横須賀市告示第238号

健康増進センター条例(平成12年横須賀市条例第65号)第4条第4項の規定により、令和4年横須賀市告示第57号(健康増進センターの利用料金の額の承認について)に係る健康増進センターの利用料金について、令和6年12月24日から同月28日の中学生以下の利用者の利用料金に限り次のとおり変更することを承認しました。
令和6年12月10日

横須賀市長 上地 克明

- 利用料金を承認した施設
健康増進センター条例第2条に掲げる施設(健康増進部門に限る。)
- 利用料金の額
無料

横須賀市告示第239号 (令和6年12月10日
掲示済)

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の2第1項の規定に基づき、次のとおり生産緑地を特定生産緑地として指定しました。

令和6年12月10日

横須賀市長 上 地 克 明

番 号	位 置	区 域	特定生産緑地の面積	指定期限日
特-171	横須賀市長井2丁目地内	別図のとおり	平方メートル 約930	令和16年 12月22日
特-172	横須賀市長井3丁目地内		約930	
特-173	横須賀市長井5丁目地内		約880	

(別図略)

横須賀市告示第240号 (令和6年12月10日 掲 示 済)

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の6第1項の規定に基づき、次のとおり特定生産緑地の指定を解除しました。

令和6年12月10日

横須賀市長 上 地 克 明

番 号	位 置	区 域	特定生産緑地の面積
-----	-----	-----	-----------

特-129	横須賀市荻野地内	別図のとおり	平方メートル 約21
-------	----------	--------	---------------

(別図略)

横須賀市告示第241号

平成17年横須賀市告示第114号(建築基準法に基づく中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程の指定について)の一部を次のように改正します。

令和6年12月10日

横須賀市長 上 地 克 明

第1項第3号中「第18条第3項」の次に「又は第4項」を加え、同項第4号中「第26条第3号」を「第26条第1項第3号」に改める。

横須賀市告示第242号

道路区域変更及び供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、次のように市道の道路の区域を変更し、及び令和6年12月10日からその供用を開始します。

その関係図面は、横須賀市建設部土木用地課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。

令和6年12月10日

横須賀市長 上 地 克 明

路線名	旧新別	区 間	敷地の幅員	延 長
939	旧	富士見町1丁目3番の2地先から 富士見町1丁目6番の10地先まで	メートル 1.8	メートル 36.8
	新	富士見町1丁目3番の2地先から 富士見町1丁目6番の10地先まで	1.8~3.6	36.8
2,017	旧	浦賀3丁目72番の1地先から 浦賀3丁目74番の22地先まで	2.4~2.7	46.4
	新	浦賀3丁目72番の1地先から 浦賀3丁目74番の22地先まで	2.4~3.6	46.4
4,456	旧	秋谷字浜田5450番の3地先から 秋谷字浜田5454番地先まで	1.8~1.9	42.5
	新	秋谷字浜田5450番の3地先から 秋谷字浜田5454番地先まで	1.8~2.5	42.5

公 告

横須賀市公告第220号 (令和6年11月26日 掲 示 済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、債権に係る差押調書謄本の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和6年11月26日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第221号 (令和6年11月26日 掲 示 済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和6年11月26日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第222号 (令和6年12月3日 掲 示 済)

下記の税に係る別紙の方は、その住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和6年12月3日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	税 目	期 別	発付年月日
令和3年度	固定資産税 都市計画税	第2期分	令和6年11月15日
		第3期分	令和6年11月15日
		第4期分	令和6年11月15日
令和4年度	市 民 税 県 民 税 (普通徴収)	8月随時分	令和6年10月29日
	市 民 税 県 民 税	第1期分	令和6年7月30日
		第2期分	令和6年9月30日

令和6年度	森林環境税 (普通徴収)		令和6年10月29日
		9月随時分	令和6年10月29日
	固定資産税 都市計画税	第1期分	令和6年6月27日
		第2期分	令和6年8月29日 令和6年9月3日

(別紙略)

横須賀市公告第223号 (令和6年12月3日
掲示済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、債権に係る差押調書謄本の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和6年12月3日

横須賀市長 上地 克明

(別紙略)

横須賀市公告第224号 (令和6年12月3日
掲示済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、不動産に係る参加差押通知書の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和6年12月3日

横須賀市長 上地 克明

(別紙略)

横須賀市公告第225号 (令和6年12月3日
掲示済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和6年12月3日

横須賀市長 上地 克明

(別紙略)

横須賀市公告第226号 (令和6年12月3日
掲示済)

下記の税に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、納税通知書の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和6年12月3日

横須賀市長 上地 克明

年度	税目	備考
令和6年度	市民税 県民税 森林環境税	定期賦課分及び定期賦課過年度分(定期賦課過年度分については、森林環境税を除く。)

(別紙略)

横須賀市公告第227号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第2項の規定による指定道路の一部を次のとおり廃止しました。

その関係図面は、横須賀市都市部建築指導課において縦覧に供します。

令和6年12月10日

横須賀市長 上地 克明

廃止年月日	道路廃止地名地番	地目	幅員	延長	申請者の住所及び氏名
令和6年 11月19日	横須賀市田浦町4丁目52番4 58番1 2 5の各一部 58番 6及び60番14 63番1 5 9 10 80番23の各一部	宅地 鉄道用地 用悪水路 公衆用道路 雑種地	メートル 4.00	メートル 25.17	福岡県北九州市小倉北区古船場町 5番33号 株式会社ブイハウス 代表取締役 田中 雅 顕

上下水道局告示

横須賀市上下水道局告示第51号

横須賀市水道事業給水条例(昭和33年横須賀市条例第24号)

第11条第1項の規定に基づき、次に掲げる給水装置工事事業者を本市指定給水装置工事事業者として指定しました。

令和6年12月10日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	給水装置工事事業者名	代表者名	所在地	指定年月日	有効期限
674	株式会社航晴社	高田 剛	横浜市戸塚区名瀬町2170番地	令和6年 11月18日	令和11年 11月17日
675	株式会社ギョクシン工業	兼平 圭太	平塚市根坂間293番地の2	令和6年 11月18日	令和11年 11月17日

横須賀市上下水道局告示第52号

水道法(昭和32年法律第177号)第25条の3の2第1項の規定に基づき、次に掲げる指定給水装置工事事業者の指定を更新しました。

令和6年12月10日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	給水装置工事事業者名	代表者名	所在地	更新された指定の有効期間
------	------------	------	-----	--------------

556	イズミ工業	八 木 周 太	藤沢市羽鳥5丁目7番19号	令和6年11月15日から 令和11年11月14日まで
557	株式会社シンクロワークス	関 大 地	横浜市旭区中白根三丁目3番16号	令和6年11月18日から 令和11年11月17日まで

横須賀市上下水道局告示第53号

横須賀市下水道条例（昭和41年横須賀市条例第29号）第6条及び指定下水道工事店条例（平成12年横須賀市条例第45号）第2条の規定に基づき、令和11年3月31日まで次に掲げる工事店

を本市指定下水道工事店として指定しました。

令和6年12月10日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	工事店名	代表者名	所在地	指定年月日
須 445	株式会社航晴社	高 田 剛	横浜市戸塚区名瀬町2170番地	令和6年11月18日

選挙管理委員会告示

横須賀市選挙管理委員会告示第30号（令和6年11月15日）
（掲 示 済）

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定による選挙人名簿への登録を行う日は、同項の規定により登録月の1日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日とし、次のとおりとする。

令和6年11月15日

横須賀市選挙管理委員会

委員長 山 口 道 夫

登録を行う日 令和6年12月2日

農業委員会告示

横須賀市農業委員会告示第12号（令和6年12月2日）
（掲 示 済）

令和6年第12回横須賀市農業委員会総会を次のとおり招集します。

令和6年12月2日

横須賀市農業委員会

会長 岩 澤 健 和

- 日時 令和6年12月10日午後3時
- 会議開催の場所 横須賀市役所 302 会議室
- 会議に付議すべき事項
 - 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律による農用地利用集積計画について
 - 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 農地法第4条第1項の規定による許可申請に係る進達について
 - 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る進達について
 - 非農地証明申請について
 - 農地法第3条の3の規定による届出について
 - 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
 - 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について